

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------|
| 12 | 後期高齢者医療に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療に関する事務 |
| ②事務の概要 | 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律・同法に基づく条例、東京都後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、後期高齢者医療制度における被保険者資格及び医療給付に係る各種申請、届出の受付、資格関係書類の交付、保険料の徴収・納付相談等の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用して実施する事務 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報の東京都後期高齢者医療広域連合への提供 ②各種申請、受付に関する事務 ③保険料の賦課事務における特別徴収対象者の決定及び管理 |
| ③システムの名称 | 後期高齢者医療事務支援システム、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 後期高齢者医療(資格・給付・賦課・収納)情報ファイル、後期高齢者医療関係情報ファイル、滞納者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表117の項 【情報照会の根拠】 命令第2条の表115の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康部 国民健康保険課 |
| ②所属長の役職名 | 国民健康保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 台東区総務部総務課文書係 〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|--|
| 連絡先 | 台東区健康部国民健康保険課 〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1254 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-------------|--|
| | [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守し、マイナンバーは申請から提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うとともに、住民基本台帳ネットワークによる照会は、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報等を扱う端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウトを徹底させている。権限については、ユーザ認証の管理とともにアクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し権限の発行・失効の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正なアクセスがないことを確認している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|--|------|-------------------------------|
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律、法に基づく条例、東京都後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、後期高齢者医療制度における被保険者資格及び医療給付に係る各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収・納付相談等の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を、東京都後期高齢者医療広域連合に提供する。 ②各種申請・届出時に個人番号を確認する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定・管理する。 | ※該当箇所参照 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療事務支援システム ・東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) ・滞納管理システム ・庁内連携システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー | ※該当箇所参照 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療(資格・給付・賦課・収納)情報ファイル ・後期高齢者医療関係情報ファイル ・滞納者情報ファイル | ※該当箇所参照 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 項番59 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条 | 事後 | 法令改正に伴う変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|--------------------------------------|
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 項番82 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 【情報提供の根拠】 実施しない | 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表117の項 【情報照会の根拠】 命令第2条の表115の項 | 事後 | 法令改正に伴う変更 |
| 令和8年3月13日 | I 関連情報 6. 他の評価実施機関 | 区民部収納課 | (削除) | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年3月13日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和8年3月13日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更 |
| 令和8年3月13日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和8年3月13日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更 |
| 令和8年3月13日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | (追加) | ※該当箇所参照 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和8年3月13日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | (追加) | ※該当箇所参照 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |